

カトリック漁民の家族分封

内藤, 莞爾

土居, 平

<https://doi.org/10.15017/2328709>

出版情報 : 哲學年報. 31, pp.41-91, 1972-03-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

カトリック漁民の家族分封

内藤莞爾
土居平

一 本 稿 の 問 題 点

われわれは、かねて五島カトリックの家族分封について、考えるところがあった。⁽¹⁾そしてその概略を「村落社会研究会」の第十八回大会において報告しておいた。それで本稿は、この報告の集約というよりも、一部の浮彫^{リリーフ}といったほうが正しい。というのは、その後、われわれは小著⁽²⁾や短論⁽³⁾において、いささか一般的な発言をおこなった。これとの関連からして、そのような形をとるのがふさわしい、と考えたからである。はじめにお断わりしておきたい点である。

(1) 内藤莞爾『五島カトリックの家族分封』北川基金刊行会、一九七〇年。

(2) 内藤莞爾『西南九州の末子相続』(村落社会調査研究叢書第二輯) 塙書房、一九七一年。

(3) 内藤莞爾『家』と末子相続に関する覚書(九州大学文学部『哲学年報』第三〇輯、一九七一年、一〇五三頁)。

そこでこのリリースに当たつての要点であるが、それはまず本稿の表題で用いた「分封」ということばに示されるかと思う。少しく説明すれば、次のようである。われわれはこれまで、西南九州の特殊相続慣行について、かなりの数を手掛けてきた。その実態は、地点ごとにながっていったが、形態としては通説による末子相続に属するものであった。すなわち長男が成人・結婚すると、早晩、これを分家させる。次男にも、同様な措置をとる。こうしてことが順調に進めば、親と末子夫婦との終世的な同居が実現する。ところが実際には、そうなるとはかぎらない。長男が跡とりになることもあるし、末子まで至らないで、仲兄にとどまる場合もある。さらに末子まで分家させて、老夫婦だけの完全隠居が実現する場合もある。こうした点に注目して、われわれは、この種の相続形態に不定相続のことばを提案したこともあった。いわゆる長男家督が、相続人を長男に決めてかかるのと対照させるためである。ところが五島に関しては、諸報告によると、同じく特殊慣行ではあるけれども、基本的には末子相続とはちがったタイプのものがおこなわれているように見受けられる。すなわち隠居分家といわれる形態である。ここでは長男が成人・結婚すると、やがて親たちは、この長男夫婦を本家もといえに残して、他の世帯員とともに隠居家に移る。次男が成人・結婚すると、この隠居家を次男夫婦に渡して、また残りの世帯員とともに、さらに別の隠居家に移る。こうして最後に末子夫婦との終世的な同居となることもあるが、末子までかたづけ、親は長男や自分の好きな子どものところにかかる例もみられる。さらに完全隠居となる場合も現われる。そこで末子相続・隠居分家とも、伝統的な長男家督から大きく逸脱していることは、あきらかである。また双方とも、なるべく親夫婦と子夫婦との同居、つまり直系家族の形成を避けようとする点も共通している。さらにターミナルとして、末子夫婦との同居の場合を考えると、これは結果としても

同じである。しかしそれまでの道筋が大きくちがってくる。すなわち末子相続では、親と末子とは終始、もといえ本家を動かさない。これに対して、隠居分家では、この親と末子とがもつとも多く居を転じる。動態としては、まったく対極をえがくわけである。

ただそれにもかかわらず、この二つの慣行は、ほかにも類似点をもつように考えられる。それは財産分与の様態である。末子相続が共同相続Ⅱ分割制、とりわけ均分制と結びついていることは、これまでわれわれも確かめることができた。ところが諸報告によると、隠居分家もこれとの結びつきが強い。財産相続について、長男家督が長子一括をたてまえとしたのと較べて、双方とも、これからの逸脱がはげしい。もつとはっきりいえば、「家産」の觀念にはうすいとしなくてはならない。そこでさきの「分封」であるが、われわれは、このことばを「相続」とはいちおう区別する意味でつかってみた。すなわち「家督相続」、「家」の相続とは別の響きをもつことばとしてつかってみた。もつとも隠居分家は、これを文字どおりにとれば、隠居であり、分家であっても、相続ではない。しかしこの隠居分家ばかりでなく、末子相続の場合でも、これは相続というより、家族集団の細胞分裂といった感じが強い。そこでリリーの第二の要点となるが、それは隠居分家を形成せしめた諸要因の検討である。というのは、末子相続に関するわれわれの研究では、この慣行をとりまく諸要因について、多少述べるところがあった。これと対照させるためである。なおこのさい、末子相続と隠居分家の時代性についてこれまでも諸説があったので、ややさかのぼって資料の検出も試みてみた。といつてもともと史家でないわれわれにとって、こうした時代溯及は、すでにその能力を越える。ととも資料そのものも、きわめて貧しい検出にとどまった。おそらく資料以上の発言をおこなったと思うが、この非難は

甘んじてお受けしたいと考える。

われわれが対象としたのは、具体的には上五島・青砂ヶ浦のカトリック家族である。ところで当地の慣行については、実はすでに先学の指摘があった。中川善之助の報告がそれである。¹⁾そこでこの中川によると、青砂ヶ浦の慣行は、本来的に末子相続に属している。しかし末子相続そのものではない。「末子相続の崩壊過程における、ひとつの過渡的な形態」だとするのである。言おうとするのは、こうである。ここでは親は、長男夫婦に家屋敷を渡して、次三男以下、世帯員を連れて分家する。次男・三男の家分かれについても、同じことを繰り返かえす。こうして最後は、末子に老後を看てもらおうという。だとすると、これは、一般の理解からすれば、隠居分家のタイプに属することになる。にもかかわらず、なお中川がこのように言うのは、どうしてであろうか。これは結局、解積の問題となってくる。もつとはつきりいうと、「正統性」の判断である。五島式の慣行では、長男が分家しないで、かえって次男以下が分家して、これが末子にまで達する。ただこのさい、親と位牌²⁾とがついて移動する。中川によると、これは移動するほうが正統だという判断である。だから考えかたとすれば、長男以下を分家させて、末子とともに本家にとどまると同じである。そこで中川がこの五島式を「過渡的な形態」としたことであるが、これは具体的には「末子制から長子制に移る、ひとつの中間形態」を指すことになる。中川の持説は、周知のように、末子相続の「原始性」という点に求められる。つまりフレーザーと同じく、これがもつとも古い相続形態だとするのである。³⁾が、とにかく末子制は、長子制に先だつ形態として位置づけられる。それで五島式の慣行を中間形態だとするのも、この発想によって

いるわけである。

(1) 中川善之助「末子相続について」(日本法社会学会編『家族制度の研究』下、昭和三十二年)。

(2) むろんカトリックについていえば、もともとかれらは、位牌を持たない。だから位牌を持ち、この位牌が親とともに移動するの、仏教徒か「隠れキリシタン」の場合となってくる。

(3) Sir J. Frazer, *Folklore in the Old Testament*, vol. I. 1919.

ところがこの中川の解釈に対して、民俗学者・竹田且からは反論が提出されることになった。⁽¹⁾竹田によると、この五島式の慣行は、いわゆる隠居分家のタイプに属している。とくに中川が青砂ヶ浦その他で指摘しているのは、「単式隠居分家」とすべきである。というのは、同じ隠居分家でも、当地のように、末子との終世的な同居となる場合はかりではない。この末子まで分家させて、親はその後、長男や好きな子どもとところに身を寄せる例も出てくる。竹田のいう「複式隠居分家」である。あるいは老人だけで、別世帯を張りとおす例も現われる。そこで竹田によると、だいたい五島のカトリック教徒には、末子を正統だとする観念はほとんどない。ところが中川説では、末子相続という考えかたが動かない。それで分家形成の方式のほうが変化するように説明された。しかしこれは、妥当ではない。むしろ逆に、隠居分家の方式に末子相続の観念が乗じた、とみるべきである。つまり根幹は、隠居分家の慣行だといふことになる。

(1) 竹田且『民俗慣行としての隠居の研究』一九六四年。

というわけで、両者の見解は、まさにあい対立してくる。ただ中川は、以上の所説にもかかわらず、青砂ヶ浦の具体的な実態について報告しているのではない。また竹田の文章では、青砂ヶ浦だけでなく、これに接した熊高くまたかの地名まで挙げている。しかしこれまた、報告としてはまとまっていないようである。それでわれわれは、さきに達観的な問題意識のようなものを述べておいたが、あえて青砂ヶ浦を選んだ動機は、実はもっと低位なものであった。先学の指摘にもかかわらず、その実態が空白のままとなっている。これを埋めてみたい、というのがそれである。

二 地域 の 概 況

1 南松浦郡上五島町

地域の詳細は、これを述べる余裕を持たないが、対象地の青砂ヶ浦は、五島列島としてはもともと本土に近い中通島に位置している。現在の行政所屬は、南松浦郡上五島町であるが、合併前は、旧青方町あわかたの一地域であった。青方は、鎌倉以来の名族・青方氏の所在地であるが、五島氏に臣礼をとって以来、福江藩に属し、その後、福江の支藩・福江藩に移った。

上五島町は、町制はしいているけれども、町がかっているのは、いま述べた青方地区ぐらいにすぎない。他はだいたい、半漁半農の部落である。島の全体がそうであるが、至るところに山地が起伏していて、平坦地にとぼしい。課税だけのシェヤーからすると(表1)、畑が田を大きく上廻っているが、これも山を拓いた畑地が多い。いわゆる「耕して天に至る」のたぐいで、離島特有の段々畑を展開している。農業に関しては、まず畑作村と押えることがで

表 1 上五島町地目構成

		面積 (ha)	%
田	畑	147.7	17.2
		361.4	42.2
山	林	285.2	33.3
		18.5	2.1
原	野	34.5	3.9
		9.3	1.3
宅	の		
そ	地		
	他		
計		856.6	100.0

きる。しかし傾斜地の広いこととならんで、海岸線の屈曲もまた大きい。南の若松瀬戸は、西海国立公園に指定されているが、湾としても、青砂ヶ浦の位置する奈摩湾を最大として、曲浦のかぎりを尽くしている。漁港・避難港としての利用度が高い。

町内の行政区分は、青方郷以下、一〇郷に分かれ、これが三二の部落に、部落はさらに幾つもの班に細分される(表2)。「郷」は五島藩と大村落とでとられてきた旧村のことである。当町ではこんにちでも、地理的名称として用いているが、同時にそれ自体も、自治組織を形成している。行政の末端組織は、部落であって、これには駐在員が配される。一方、郷をあずかるのは、郷長である。郷の財政は、郷の自主的財源によって賄われる。昭和四十年の国調当時、

上五島町の戸数は二、一六六、人口一一、三二九であった。三十五年当時と比較すると、五・三%の人口減となっているが、県全体の減少率は六・八%、南松浦郡のそれは一〇・七%である。したがって離島としては、きわめて歩どまりが高いが、これは、若年労働力の流出にもかかわらず、地元のおぐり・底引網が維持されており、その雇用力によるところが大きい。それから表2の部落のうち、*印をつけたのがいわゆるカトリック部落である。すなわち三二部落のうち、一二部落がこれに当たる。このうち、大曾は六〇戸中、一二、三戸がカトリックというのを別にすれば、他は全戸あるいはほとんどがカトリック教徒によって占められる。つまりこ

表 2 上五島町部落構成

郷	部	落	戸	郷	部	落	戸
青 方	元本 新港 塩大	浜町 町 見 町 曾	130	三日ノ浦	三日ノ浦	浦山原	39
			101				9
			133	今里	今小真手ノ	里浜浦*	8
			103				73
			100				46
60	46						
相河	相河		116	道土井	道土井		63
舟崎	船樽	崎見*	99	浜ノ浦	三本松*	浦福島*	17
			16				65
奈 摩	北南 内口	町 町方* 方*	107	飯ノ瀬戸	飯ノ瀬戸	崎* 木*	91
			153				28
			94				26
			91				91
網 上	網冷	上水*	86	飯ノ瀬戸	飯ノ瀬戸	崎* 木*	26
			81				13
三日ノ浦	熊跡	高次*	10				
			45	計	2,166		

カトリック漁民の家族分封

では仏教徒とカトリック教徒とが、それぞれ部落を別にしてゐる。全町人口のうち、カトリック教徒はその三分の一、というのがおおまかな数である。われわれの対象地・青砂ヶ浦は、表2の部落からすれば、内方・口方というのがそれに当たる。すなわち奈摩湾の内部にあるのが内方、湾口に近いほうが口方である。なお内方・口方は、こんにち「青砂郷」をとなえて、奈摩郷からは分離体制をとっている。むろん信仰上の理由が大きい、といつて町当局がこの「青砂郷」を認めてゐるのではない。町は、内方・口方の「部落」を掌握すればよいわけで、「青砂郷」はあくまで、奈摩郷内部の了解事項としてゐるようである。青砂ヶ浦もそうであるが、カトリックの諸部落は、概して町の周辺部に点在してゐる。あとでも触れることになる

が、かれらは地付の住民、つまり地下^{じげ}の者ではない。近世の後期、大村藩の西彼杵^{にしそのき}地方から移住してきた。そして不毛の土地の開拓に従った。カトリック部落の立地条件は、こうした移住の歴史と関係している。

町の労働力構成は、表3および表4のようである。すなわち農業（四九％）と漁業（二五％）とが二つの柱となつて、結局、第一次部門が七六％を占める。したがつて他は、言うほどのこともない。けれども最大の農業にしても、その内容はまことに貧しい（表5）。すなわち三反以下の農家が過半に当たり、また三―五反層が二四％を占める。というわけで「五反百姓」以下が、実に全農家の八割弱ということになる。また前表の労働力構成からしても、農業の「女性化」がはなはだしい。いずれにしても、販売農家の体質ではない。一戸当たりの平均規模は、三・四反で、これで暮らしの立つわけがない。ところがカトリック農家だけをとると、これがさらに零細化する。とともに畑作の比重が増してくる。すなわち表6のように、カトリック

表 3 労働力構成

	%
第 1 次	76.0
第 2 次	6.0
第 3 次	18.0
計	100.0

表 4 第 1 次 部 門 内 訳

	総 数	%	男	女
農 業	2,736	49.0	931	1,805
林 業	118	2.1	61	57
漁 業	1,393	24.9	1,252	141

ク部落の耕地占拠率は、二三%にすぎない。またこの占拠率は、とりわけ水田の場合に劣っていて、これが一〇%に満たない。つまり水田の九割までは、仏教徒のものである。またカトリックの田・畑のシェアは、田一〇%、畑九〇%となる。全町の水田率は、二六%である。それから経営規模の点でも、カトリックのそれは、かなり低下する(表7)。すなわち零細農が圧倒的な点は、共通しているけれども、青砂ヶ浦では、三反以下が七四%、つまり四分の三に当たるのに対して、全町のそれは、五四%にとどまっている。また青砂ヶ浦では、最大の農家にしも、七反経営の二戸にすぎない。

というわけで労働力構成とは反対に、町の主産業は、漁業・水産業ということになってくる。たとえば昭和四十年、町民所得の推計では、総額八億六、五〇〇万円のうち、農林業所得は一一%にすぎない(表

表 5 経営規模(反)

	農 家	%
～3	823	54.5
3～5	368	24.4
5～10	286	19.0
10～15	27	1.8
15～	6	0.2
計	1,510	100.0

表 6 信仰別農業経営

	田	畑	計
カトリック	134 (9.5) 〔10.6〕	1,126 (28.9) 〔89.4〕	1,261 (23.8) 〔100.0〕
仏教徒	1,268 (90.5) 〔31.5〕	2,757 (71.1) 〔68.5〕	4,026 (76.2) 〔100.0〕
計	1,403 (100.0) 〔26.5〕	3,884 (100.0) 〔73.5〕	5,287 (100.0) 〔100.0〕

8)。そして五〇%は、水産業所得によって占められる。なおこのうち漁業就労所得、つまり雇われ漁夫のそれが三九%に当たっている。五分の四がこれである。前述のめぐり・底引網のたぐいで、以西底引網がいぜん健全であることを語っている。しかし雇用先の水産会社や網元は、隣町の奈良尾や、それに長崎・下関などにあって、町内の経営者は、四統（雇用力一〇〇人）を数えるにすぎない。他は三トン程度の巾着網が一本づつということになる。上五島漁協の組合員は、正・準あわせて五〇〇名であるが、このうち就労者は、二〇〇名程度と見積られる。しかし非組合員で、地元以外に就労している漁夫がひじょうな数にのぼるわけで、これが結局、町民の家計を支えている。とともに三反百姓でも、なお暮らしの立つ理由だともいえる。かれらの就労海域は、台湾から東支那海の範囲で、月一回の航海となる。最近は協定によって、旧暦の十四日の朝、帰港して、十九日には出航する。つまり満月のあいだだけの陸上生活ということになる。青砂ヶ浦の実態も、これと変わりが無い。いや農は自給にも足りないもので、漁業の比重は、もっと高まるわけである。

表 7 経営階層対照

	青砂ヶ浦	全 町
～3	74.0	54.5
3～5	19.7	24.4
5～7	4.9	12.8
7～	1.4	8.2
計	100.0	100.0

表 8 町民所得推計 一昭40—

	所 得 (100万円)	%
農 林	97	11.2
水 産	438	50.2
(漁業就労所得)	(344)	(39.8)
建 設・製 造	40	5.1
商 業・運 輸	151	17.4
公 務 そ の 他	139	16.1
計	865	100.0

2 青砂ヶ浦

次に青砂ヶ浦であるが、表2でみたように、この浦は、内方・口方あわせて、一八五の公式戸から成っている。ところでその開拓事情ということになると、ここでは一切の記録を欠いてくる。だいたいカトリック教徒、当時のキリシタンがいわゆる居付農民として来島したのは、前述のように、近世末のことであった。とくに寛政九年、大村・五島両藩のあいだに、「人送り」の議が結ばれて、以来、集団単位・家族単位の移民を含めて、その数が増していった。そして明治十年代には、自然増も加えて、七千人に達したといわれる。このうち中通島の宗門史については、諸書はすでに福見(奈良尾)・鯛ノ浦(有川)・仲知(北魚目)などを挙げてはいるが、とりわけ頭ヶ島(有川)の開墾が著名である。かれらは出津(西彼杵郡外海町)の出であるが、はじめ鯛ノ浦に渡ってきた。が、安政年間、有川代官の許しをえて、この離島へと移住した。ところがキリシタンの弾圧が、明治初年、いっせいに爆發する。中通島の居付部落でも、前述の地点のほか、樽見(青方)・曾根(北魚目)・冷水(青方)、それに青砂ヶ浦も、この残酷物語の舞台として登場してくる。というわけで、すでに藩政期からかれらの居付していたことが知られるわけである。青砂ヶ浦教会の宿老・平瀬半次郎氏によると、かれの住む口方地域は、もと似首(新魚目町)の新開であった。土地は、たぶん福江の殿さまのものであったと思うが、しかし地籍が似首だったので、その庄屋の小作人となっている者もいた。上の山は、当時、何人かで拓いたのだが、その世話賃として、この分だけを代官から頂いた。外海(西彼杵半島西岸)から逃げてきた人が多く、かれらは山蔭に隠れて、掘立小屋を建てた。食い物に困るので、地下の人たちが相手にしないような山を拓いた。小作人となった者は、益暮には、地主の掃除や薪切りにただで働かされた。しかし小作人が

病氣になっても、地主はなにもしてくれなかった、と語っている。およその事情が察せられるわけである。

さて青砂ヶ浦が奈摩郷に属しながらも、みずから「青砂郷」をとなえていることは、さきに述べた。すなわちそれ自身も郷長を選び、郷運営のために郷委員会を設けている。また経営に要する費用は、各戸から徴収した区費やその他、自主的な財源で賄われる。郷委員は、内方・口方から投票によって選ばれるそれぞれ四名、計八名から成る。郷長も選挙によって選ばれ、いずれも任期は二年である。なお青砂ヶ浦からは、現在、二名の町議を出しているが、これは後見者として、随時、委員会に出席する。区費は、年間一、〇〇〇円で、これは均等割。生活保護者だけにその半額あるいは全額が免除される。郷の共有財産としては、郷有地が一・二町あり、これは分村のとき、奈摩郷から分離した。ところで全郷カトリックから成る青砂ヶ浦では、町行政・郷行政のほかに、もうひとつ教会の秩序が加わってくる。役職としては、宿老・使徒職・教え方が区別されるが、教え方は、子どもたちに公教要理を教えるのが役目で、これには教会の修道女が当たっている。使徒職は、宿老の補佐役で、実務上のことを扱う。したがって宗教共同体のことは、だいたい宿老に一元化している、とみることができるとも、もともと信仰に関することからは、もっぱら神父に属している。しかし神父と信者との仲介、それから教会の維持は、宿老の仕事となってくる。教会の維持費は、年間一世帯七五〇円、これは嫁をもらうと、すぐかかってくる。なお神父の生活費は、長崎司教区から送ってくるので、信者としての負担はない。宿老には、信仰の厚い者がなるのは、当然であるが、しかしこれも終世の職ではない。四年目ごとの選挙で選ばれる。ただし重任を妨げない。また宿老は、郷委員を兼ねるのが普通なので、このあたり行政と教政とのパイプを認めることもできる。なお郷と教会の癒着状態は、典型的には公民館の場合に現われて

くる。いうまでもなく部落公民館であるが、これは郷のものではない。いまでも教会の所有である。もともとこれは、教会が公教要理を教える場所として建設した。だから鍵のあずかりも、神父の権限に属している。しかし公民館の用にも供しているので、郷としても、その維持に積極的とならざるをえない。昭和三十七年の郷委員会の記録をみると、「公民館は是非とも修繕するが、神父様の協力をお願い、今一度、支配なる(?)公民館として立てなければ、委員会としての面子が立たないので、宿者にお願ひすることに決議せり」。こう述べている。

いずれにしても、町当局は未公認だとしても、奈摩郷からのフラク活動によって、ここに宗教的な地域共同体が成立した。ちょうど他部落の神社のように、青砂郷の中央高台には教会がそびえ立って、郷の「精神」を象徴しているかのようにみえる。イスラエルの独立にたとえるのはおおげさであろうが、とにかく信仰をともにする人たちの地域社会が準公式的にもつくられた。それは確かに、ひとつの純化であり、同質化だとしなくてはならない。そしてこの純化・同質化が、かれらのインテグレーションを高める結果となるのは、言うまでもないであろう。が同時に、この共同体内部では、その階層分化がきわめて未発達の状態にとどまっている。またより広域的な地域社会において、カトリック集団がマイノリティ・グループとして位置づけられていること、それからかれらの価値体系が地下部落のそれと異なっていることも、あきらかである。それに周知のように、カトリックは宗教的内婚をたてまえてしている。したがってフタイトコという“incest taboo”があるにもかかわらず、部落内婚もかなりの高率となってくる。とともに通婚関係をとおして、カトリック部落相互間の連帯も強化されてくるわけである。

三分封の類型化

1 その手続き

そこで以下、資料の提示に移るが、ただそのままに、ここでの分析の枠組について、一言しておきたい。というのは、さきの中川や竹田の文章からすると、当地の慣行は、隠居分家を基本とするように推定された。ところでこの型の把握を計量的かつ動的におこなうとなると、その措置がかなり複雑なものとなってくる。そしてこのことは、われわれがこれまで手掛けてきた末子相続の場合と対照させてみると、比較的よくわかるであろう。末子相続の調査で、われわれが相続の指標としたのは、(1) 家屋敷の継承、(2) 位牌の受授、(3) 老後の扶養の三点であった。が、場合によっては、これに(4) 隠居分の継承を加えることもあった。もっとも末子相続というけれども、跡とりは末子になるとはかぎらない。しかしほとんどの場合、この三ないし四の指標は、同一人に帰着した。というわけで、在住戸の分類でも、わりにたやすく「相続戸」と「分家」との類別ができることになった。だいたいこの慣行では、すでに述べたように、親と跡とりが、ずっと本家を動かない。だから跡とりは、居たままで家屋敷を受けつぐし、位牌も、この本家に安置されている。また相続人が動かないので、かれは当然、老親の扶養者となってくる。扶養の実績があるので、隠居分は、問題なくかれの所有に帰する。類別がたやすかった理由である。

ところが隠居分家では、こうした同一人への帰着ができない。かえってそれは、分散の方向をとってくる。なるほど長男は、家屋敷を受けついだ。けれども親たちは、その家を出るので、かれが扶養者になるとはかぎらない。もっ

表 9 分封類型化の手続き

I.	長男が家屋敷の継承者であった
	a. 親がそのままこの家に同居した
	b. 親は家族を伴って別の家に転居した
II.	長男が家屋敷の継承者でなかった

とも竹田のいう複式隠居分家では、親は晩年には、長男の許に帰っていく。だからこの場合、長男が扶養者になるだろうが、しかし終始同居したあげくの扶養者とは、おのずから区別されなくてはならない。また単式隠居分家のあげく、親が隠居世帯を構えるとなると、老後は完全隠居となって、この場合には、扶養者を欠くか、あるいは兄弟中の共同扶養ということにもなりかねない。なお中川らによると、青砂ヶ浦あたりでは、隠居分家の結果、親の終着駅は、末子家のように報告されている。とすればここでは、家屋敷は長男、扶養は末子ということになる。それから位牌は、カトリックの場合、これを欠いてくる。また一部の「隠れキリシタン」のように、位牌が親とともに転々とすることになる、その落着きさきについても予断を許さない。それから隠居分であるが、これは末子相続の場合でも、これがあるとはかぎらなかつた。要するにばらばらなプロセスである。

にしてもなにかの形で類型化をおこなって、このプロセスを追わなくてはならない。そこでわずかに残された指標として、われわれは、家屋敷の継承というものに注目した。もっとはつきりいうと、家屋の受授である。そしてこの手続きは、次の二段構えとなってくる(表9)。基本的に、この三類型になると思うが、これに第二段のプロセスが考慮されてくる。まずI-aの場合、次三男以下は新居をつくって出ていくので、これには問題はない。しかしI-bとIIとでは、この次三男以下を、どう分封させるかの仕方が検討されなくてはならない。というのはまずI-bの場合、次男が成人した暁、かれが現在、住む家を貰って、親たちが新居に出て

いけば、これは長男の場合と同じである。そしてこれを三男以下にも繰りかえせば、分封の仕方としても一貫性が認められる。けれども次男には新居を与えて、親たちが旧居に居残るケースも考えられる。なお三男以下にも、旧居を与えるか、それとも新居をつくるか、の二つの場合が出てくる。要するに長男に対してとった措置が、次三男以下の場合に一貫しない例である。なお同じような事態は、IIの場合にも起りうる。すなわち長男に新居を与えて、次男以下にも同じ措置に出れば、そこには一貫性が認められる。しかし次男にいまいる家をやつて、親たちが出ることとも考えられる。三男以下にも、こうした二つの道が開けてくる。

こうしてわれわれは、表10のように類型化してみた。それでBとDとは、長男に本家もといえを与えたということで、出発点では一致する。しかしその後のプロセスで、一貫性をもつのがB、もたないのがDということになる。なおDの場合、次男以下には前述の二つの道が開けているわけであるが、その内容は無視して、これをDとして一括しておいた。このBとDとに対して、CとEとでは、長男に新居を与えた。この点では、一致してくる。しかしCでは、この長男への措置が次男以下にも及ぼされる。ところがEでは、この一貫性を欠いて

表 10 分 封 類 型

	分 封 類 型	前表との対応
一 貫 型	A. 長子相続型	I - a
	B. 隠居分家型	I - b
	C. 末子相続型	II
非一貫型	D. 混合型 (長男 旧居)	I - b で出発
	E. 混合型 (長男 新居)	II で出発
—	F. その他	—

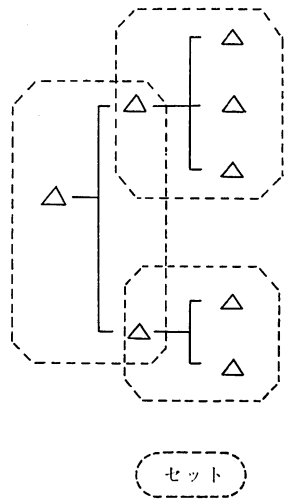
くる。またFは、その他の場合を予想しての設定であった。

なおこの類型化とあわせて、親と最終的に同居した子どもの分類もこころみてみた。そしてこの同居者は、おそらく老後の扶養者と読みかえてもよい。しかし完全隠居が実現すれば、この扶養者という表現は、かなり微妙なものとなってくる。それでこれを最終的な同居者という表現で整理してみると、これは、その有るものと無いものとに二大別される。無いものとは、いま述べた完全隠居の場合である。また分封行為の完了前に親が死亡すれば、最終的な同居ということ自体が成立しない。なお最終的な同居者がある場合は、これを従来の手法にしたがって、長子・仲兄・末子の三者に区別した。ただ最終的な同居者なので、分封行為がまだ末子まで及ばず、いわば進行中の事例について、以上の分類はできないわけである。

2 類型化の結果

本調査では、次の条件に該当する親子関係をセットとして、これを一事例とみなした。(1)子が複数男子から構成される。したがって独り子あるいは娘ばかりの場合は除かれる。(2)この複数男子のうち、少なくともその一人が相続・分家などの家行為をおこなっている。したがって複数男子があっても、みな未婚の場合は、セットから外される。(3)セット構成員のうち、少なくともその一人(親を含む)が在村している。したがってすべて離村しあるいは死に絶えた場合は採らない。それで対象は、多く世帯主とその親(隠居)とのセットとなるわけであるが、しかし以上の規定からすれば、もうひとつさかのぼったセット、すなわち親とその親との親子関係の場合も、当事者の一

セットのモデル



人が在村・生存していれば、これに該当することになる。(別図参照)。しかしこのように一世代さかのぼるセットは、その数がずっと少なくなる。とともに本調査では、戸籍の照合を不可欠としたので、たとえ生存者を含んでいても、その溯及にはおのずから限度があった。

そこでわれわれは、青砂ヶ浦一八五戸から六四のセットを析出した。そしてこれをさきの類型化にしたがって分類すると、表IIのようになる。またこのうち、末子までの措置に至らないのが九例数えられ、これらを除いた完結例については、同表右欄のようである。まず総事例についてみると、いわゆる混合型は一一例(二七%)にすぎない。したがって分封のタイプは、家として一貫性をもつのがほとんど、ということになる。とともに混合型は、一例だけがDとなる。すなわち長男に本家を渡して、隠居分家した。しかし次男以下で変更のあったものである。そして他の一〇例は、Eに属する。つまり長男分家で出発したが、次男以下で変更があった例である。またわれわれの分類のどれにも該当しない、Fというのが一例現われた。そこで各類型の事例数をみると、もっとも多いのが末子相続型の二七例(四二%)で、当地の慣行が隠居分家だといわれてきたにもかかわらず、計数的には、末子相続型のリードが示される。隠居分家型は、一六例(二五%)にとどまっている。これらに対して、日本の平準的な相続形態とされる長子相続型は、九例(一四%)にすぎない。これは混合型Eの一〇例(一五%)よりも、さらに少ない。いずれにしても当地の慣行は、日本の平均値からは、大きくずれてく

る。それから混合型Dは、少なくともスタートは、Bすなわち隠居分家型と同じであった。また混合型Eは、少なくともスタートは、Cすなわち末子相続型と同じであった。そこでかりに(B+D)と(C+E)をみると、前者が二三%、後者が五八%となって、末子相続的にスタートしたのが二倍以上ということになる。

それから未完の例は、末子相続型に八例、E型に一例検出された。E型は、末子相続型に連なるが、これらを差引いて、完結例だけを見ると、B型(二九%)とC型(三四%)とが接近してくる。また(B+D)は三一%、(C+E)は五一%となって、やはり広義の末子相続型に、二割程度のリードが認められる。

そこで完結例について、最終同居者の点をながめると、表12のようである。すなわちだれか最終同居者のいたのが六割程度(三四例)を占めるが、完全隠居も三割(一七例)現われる。別に分封の完了前、当の親たちが死亡したのが少数(四例)といった結果となる。同居者をかならずしも要しないことがわかるが、しかし過半数は、老後、だれかと一緒に暮らしているわけである。そこでこの同居者を続柄別に分類すると、長子・仲兄

表 11 類 型 別 分 類 I

	総 事 例		う ち 完 結 例	
	実 数	%	実 数	%
A. 長 子 相 続	9	14.1	9	16.4
B. 隠 居 分 家	16	25.0	16	29.1
C. 末 子 相 続	27	42.2	19	34.5
D. 混 合 型 (長 男 家 屋)	1	1.5	1	1.8
E. 混 合 型 (長 男 分 家)	10	15.6	9	16.4
F. そ の 他	1	1.5	1	1.8
計	64	100.0	55	100.0

・末子の三者とも登場して来る。けれども長子九例（一六％）、仲兄九例（二六％）、末子一六例（二九％）といった次第で、末子へとかなり傾斜する。次に類型別にこの同居者を検討してみると、まず長子相続では、前述の規定によって、同居者の全数が長男に落着くのは当然である。隠居分家型では、完全隠居が平均値と同じ三割程度出てくるが、他は老後を子どもと同居していることになる。その子どもの内訳は、仲兄四（二五％）、末子七（四三％）となる。しかし仲兄四の内容は、末子死亡二、末子他出一、末子独身（特殊な事情）というわけで、つまり末子側の事情によって、仲兄との同居となった。したがって末子の代用という印象が強い。なおこれら仲兄の男子中での続柄は、4/6、3/4、4/5、2/3というように、末子に近いところに位置している。そこでこの型のおおざっぱなプロセスを想定すると、一部は隠居分家を繰りかえして、完全隠居に到達した。しかし過半は、末子またはその代用のところにとどまって、その生涯を

表 12 類 型 別 分 類 II

最終同居者 類 型	あ り				な し		計
	長 子	仲 兄	末 子	小 計	完 全 隠 居	親死亡	
A. 長子相続	9 (100.0)	—	—	9 (100.0)	—	—	9 (100.0)
B. 隠居分家	—	4 (25.0)	7 (43.8)	11 (68.8)	5 (31.2)	—	16 (100.0)
C. 末子相続	—	5 (26.3)	6 (31.6)	11 (57.9)	8 (42.1)	—	19 (100.0)
D. 混合型(長男 家屋)	—	—	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)
E. 混合型(長男 分家)	—	—	3 (33.3)	3 (33.3)	3 (33.3)	3 (33.3)	9 (100.0)
F. そ の 他	—	—	—	—	—	1 (100.0)	1 (100.0)
計	9 (16.4)	9 (16.4)	16 (29.1)	34 (61.9)	17 (30.9)	4 (7.2)	55 (100.0)

終えた。なお当地では、末子の分封後、親が長男その他のところに移るといふ複式は、異例の一件が検出されただけだった。

ところで末子相続型では、完全隠居への移行（四二％）は、隠居分家型の場合よりも急である。となると一般に末子相続では、親と末子との終世的な同居を要件としているが、ここではかならずしもそうではない。しかし過半は、子どもとの終世的な同居となった。ただこの場合、同居者は末子（三一％）とはかぎらない。仲兄（二六％）も出てくる。しかしこの仲兄は、隠居分家型のとくと同様、多くは末子側の事情によっている。そしてその続柄も、 $4/6$ 、 $4/5$ 、 $4/5$ 、 $4/5$ 、 $5/6$ 、 $2/3$ と、出生順からしても、後半に傾斜してくる。混合型Dの一例は、完全隠居であるが、同じく混合型Eでは、親死亡、完全隠居、末子との同居の三者に、まったく三分される。なおE型のプロセスについては、後に述べることにしたい。

四 家族周期の検討

1 とくに長子相続の場合

とにかくこうしたわけで、長子相続も出てきたけれども、隠居分家型・末子相続型も現われた。いや隠居分家と末子相続とがミックスしたセットもあった。はては以上に該当しない複式の例さえ検出された。その比重は異なるにしても、まさに多彩である。なお最終同居者の有無についても、またこの同居者の続柄についても、かなりの変化が見

出された。そこで同居者の問題は、次に廻して、ここではまず類型別の差異について、その由って来たるところを考えてみたい。ところでわれわれは、末子慣行の分析視角については、たびたび述べるところがあつた。いまその繰りかえしは避けたいと思うが、このさいとくに重視したが、家庭内の人間関係であつた。ただこの問題は、もともと広義の心理学に属している。それでわれわれは、その函数として、家族関係の構造的分析をもつてこれに充てた。もつとも今回の対象地は、これまでのように、末子相続で大きく塗られているのではない。この点でその適用も、まだ仮説の域にとどまるとしなくてはならない。なお以下の分析では、DおよびFはそれぞれ一例なので、計量的な措置に耐えない。それでこの二例は、除外して扱うことにしたい。

ところで表13は、全体傾向に関する数値である。すなわち昭和三十五年センサスによる全国・全国市部・全国郡部

カトリック漁民の家族分封

表 13 家 族 形 態 対 照

	核 家 族	直系家族	傍系家族	計
全 国	66.3	26.3	7.4	100.0
全 国 市 部	71.4	26.6	2.0	100.0
全 国 郡 部	56.5	33.6	9.9	100.0
青 砂 ケ 浦	68.3	30.0	1.7	100.0

表 14 青 砂 ケ 浦 家 族 規 模

	世帯員数	A 兄弟姉妹	B 兄弟のみ	B A
長子相続	7.1	6.2	3.1	50.0
隠居分家	8.8	7.5	3.9	52.0
末子相続	9.8	6.2	4.4	71.1
混合型E	8.3	7.1	4.1	56.3
平 均	8.9	6.6	4.0	60.6

および青砂ヶ浦における家族形態の対照を示している。そこでこれによると、青砂ヶ浦のいわゆる核化率（六八％）は、全国平均（六六％）を抜くとともに、全国市部（七一％）へと迫ってくる。ともに全国郡部（五六％）からの離脱が大きい。当時、全国の第一次産業の構成比は、三〇・一％であり、九州のそれは、四一・一％を記録していた。青砂ヶ浦のように、全村ほとんど農漁民といったのとは、較べるべくもない。直系家族が農漁民によって維持されてきたとすれば、まさにその例外としなくてはならない。言いかえると、地域社会はまったく村落的なものに対して、家族形態はむしろ都市的、そうみることができらるであろう。

そこでこの核化率からすると、家族規模も小さいことが予想されるわけであるが、対象のセットに関するかぎり、実はその逆である（表14）。ただわれわれのセットは、さきにも述べた条件に合うものだけに、これを限定した。ともにもその時点は、長男の結婚時におけるそれである。にしても世帯員数の平均は八・九人、また子どもの数は六・六人に達する。戦前、わが国の一世帯当たりの平均は、五・〇人を前後しており、農林漁業だけをとると、五・五人程度であった。われわれのセットでは、長男の結婚時は、昭和二十年代がもっとも多い。そこで中間の昭和二十五年をとると、全国の平均世帯人員は四・九七人と大きな変化はない。出生数は、三・四五人である。とすればわれわれのセットは、限定されたものではあったが、世帯規模は大きく、かつこれを決めているのが、子どもの多いことであるのが判明する。つまり多子家族ということなる。そしてこれはカトリックにおける家族計画のタブーと関係していることが推察されるわけである。

けれども以上のような世帯規模の平均値のなかにありながら、類型別の内訳では、長子相続（七・一人）と末子相

続（九・八人）とのずれが注目されてくる。しかしこの両者でも、子どもの数においては、変わりがない。ただ分封の対象となる男子数では、長子相続の場合が三・一人、末子相続の場合は四・一人と、ちょうど一・〇人の差が示される。いずれにしても、長子相続をおこなったセットに、やや異例が認められるわけである。

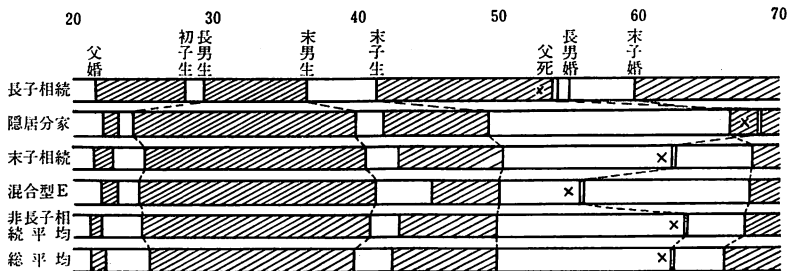
そこでこのやや異例を検討し、あわせてセットの動態をとらえるために、簡単な家族周期を算出してみた。表15がそれである。なお別図は、これを見易いようにしたにすぎない。父の年齢にもとづいて、この流れを記しておいたが、まず全事例のプロセスを記述的に表現すると、次のようになる。すなわち二二歳の夫が二〇歳の妻と

表 15 家 族 周 期 表 (1)

	父婚	母婚	初子生	長男生	末男生	末子生	長男婚	末男婚	父死	母死
長子相続	21.9	21.1	26.6	28.2	36.0	41.0	54.8	59.7	53.9	63.5
非長子相続	隠居分家	22.1	19.9	23.2	24.4	39.6	41.6	48.5	64.6	68.1
	末子相続	21.2	19.2	22.5	26.3	40.2	43.1	50.3	67.4	66.6
	混合型E	23.4	19.2	24.2	25.5	40.9	44.7	50.1	67.1	62.3
小計	22.0	19.4	23.0	25.7	40.2	43.0	49.5	66.5	62.3	66.0
平均	22.0	19.8	23.4	26.1	39.6	42.7	49.8	64.3	60.9	65.6

注、母婚・母死のみ母の実年齢、他は父の年齢を基準として算定。

家 族 周 期 図



結婚して、一年半後、つまり二三歳のとき、はじめの子どもが生まれた。しかし長男のできたのは、二六歳のときである。以後、家族の膨脹を続けて、四三歳のとき末子の出生をみた。ただ末男ということになると、三年前の四〇歳のときとなる。そして五〇歳のとき長男が結婚し、これに対して末男のそれは、六四歳のときだった。なお長男の結婚、あるいはそれ以前から、女子の出嫁が開始される。こうして父は六一歳で他界し、母はそれから七年あまりやもめ暮らしをして、六六歳で永眠した。

そこで以上の平均値に照して、さきほど問題となった長子相続の場合に注目すると、父の婚姻年齢は平均なみ、母のそれは、一年遅れるけれども、大したことはない。しかし初年子の出生（二七歳）がかなり遅れて、結局、結婚して五年目ということになる。なおこの初生子には、長男の場合も含まれるが、長男だけを遊離すると、これは父二八歳のときとなる。それから末子の誕生は、四一歳で、これは平均よりも二年近く短縮するが、さらに末男だけを遊離すると、もっと早くなって、父三六歳のとき。平均では、四〇歳近いところである。こうして長子相続では、子を持つのが遅れたとともに、生み終わるのが早くなった。それで母の妊孕期間は一四・四年、これに対して平均では一九・三年と、その間に約五年の落差が示される。ところがこの落差は、男子だけの場合、つまり長男と末男とのあいだのほうに、さらにはなほだしい。すなわちわずか七・八年ということになって、平均の一三・五年との差は、五・七年となってくる。それだけではない。父は五四歳で死亡する。平均では、これが六一歳であった。なお母の死は六三歳で、これは平均の六三歳とあまりちがわない。そこでこのさい注目されるのは、父の死亡と長男の結婚とのタイミングであろう。すなわち長子相続の場合、長男の結婚（当時、父五四・八歳）は、実は父の死亡（五三・九歳）より一

年ほど遅れておこなわれた。平均ではこの結婚（当時、父四八・八歳）よりも、父（六〇・九歳）はなお一一年生きていたことになる。むしろ長子相続の場合でも、個々の事例がみな父死後の結婚、引いては死後相続となるのではない。しかし九例中、五例ははっきり死後の結婚となってくる。やや異例なことは否定できない。とくに隠居分家・末子相続・混合型Eとも、こうした点が現われない。その対照は、きわめて明瞭である。

では前表で「非長子相続」としていちおう一括しておいた三類型は、すべて共通した周期を示しているであろうか。なるほど数字面からすると、これらにはある程度の斉一性がみられる。すなわち両親の婚姻年齢から末男の結婚までの諸項は、だいたい似たような数値で示される。わずかに末子の誕生年において、隠居分家（四一・六歳）と混合型E（四四・七歳）とのあいだに、三年の水があいてくる。また末男の結婚時において、隠居分家（六四・六歳）と末子相続（六七・四歳）とのあいだに、二・八年の差がみられる。ところが父の死亡年齢となると、これはかなり三者のあいだが開いてくる。もつともこの数値は、まだ生存中の父を除いた平均値であるが、いちばん長命なのが隠居分家の六八歳、末子相続はそれから七歳低下して、六一歳ということになる。しかし混合型Eではさらに低下して、五六歳。したがって長子相続の場合と、実はあまりちがわない。それで結局、最長の隠居分家と最短の混合型Eとでは、一二歳の差が現われてくるわけである。

2 とくに混合型Eの場合

というわけで家族周期の検討からすれば、長子相続に続いて、混合型Eにやや異例なものが認められる。とくに父

表 16 末子の結婚時

	父長	死男 一婚	父末	死男 一婚	母後 家間
長子相続	△	0.9	△	5.8	10.4
隠居分家		19.6		3.5	5.1
末子相続		10.8	△	6.3	7.5
混合型E		5.9	△	13.7	10.5

を末子相続の開始期とみなしても、その時点、親はすでに片親となっている。いやこの片親も、後家期間(同表右欄)の算定からすると、一年後には死亡している。わずかに不完全直系家族をなしたにすぎない。ところが混合型Eでは、母も末子の結婚には間に合わない。それにさきだつ四年前に死亡していたことになる。

前段でわれわれは、混合型Eにやや異例なものが認められると発言したが、それもこうした点に着目してのことであつた。そしてこの異例を生んだもの、突きつめてみれば、父の早世ということになりそうである。長子相続の場合

の死期と末子の結婚との間隔が目ざされるであろう(表16)。長子相続では、長男の結婚そのものが死後となつたので、末子のそれがかなり遅れるように予想されるが、ただこの相続形態では、前述のように、末子を早く生み終えた。したがってそれほどでもなくて、死後五・八年、ほぼ六年と押えてよい。これに対して隠居分家では、父が長命だったので、末子の結婚に立会つて、三・五年後に永眠した。ところが末子相続と混合型Eとでは、父は末子の結婚まで待てなかつた。すなわち前者では、死後六・三年、後者では実に一三・七年たつて、末子の結婚を迎えたことになる。思えば末子相続の場合、父はこの末男を四〇歳のときに持ち、六一歳で死亡した。また混合型Eでは、同じく四〇歳のとき末男の誕生をみ、五六歳で死亡した。結婚に間に合わなかつたこともうなずける。むしろこれは平均値なので、個々の事例がみなそうなっているのではない。とくに末子相続では、両親とも在世のケースがかなり含まれている。が、この平均値からすれば、末子の結婚時

表 17 混合型 E の内容分析

世帯 No.	長 男	次 男	三 男	四 男	五 男
1	C	B	C	C	C
2	C	B	C		
3	C	C	B	C	
4	C	B	C	C	
5	C	B	C		
6	C	B	C		
7	C	B			
8	C	B	C		
9	C	B	C		
10	C	B	C	C	C

No. 7 は継続中

と同じである。ただここでは、長男の跡とりとはならなかった。代わって末子相続型と隠居分家型との混合した分封スタイルとなった。こうした混合自体も、いささか異例である。ではその理由や原因は、なんであったか。これまでの手法にしたがって、とりあえず家族周期のうちにこれをさぐってみることにしたい。

さて表17は、この型でそれぞれの子どもが、どのタイプの分封をとげたかの一覧である。なおBは家屋の継承すなわち隠居分家型、Cは新築すなわち末子相続型を表わしている。約束によって、この混合型EがCで始まるのは当然であるが、実は次三男以下の場合にも一貫性が示される。すなわちNo.3は別として、次男はすべてB、また三男以下はすべてCとなる。言いかえると、長男には新居をつくってやったが、次男には本家を与えた。そして三男以下には、長男と同様、新居を用意した。ただNo.3だけが長男・次男と新居が続いて、三男になって本家、四男にはまた新居ということになる。

ではこのように、長男と次男との場合に、分封の仕方が変わったのは、なぜであろうか。表14で示したように、この型では、父は五〇歳のとき長男に嫁を迎えた。しかしこれには新居を用意して、分家させることになる。では次男の場合は、どうであろうか。いま対照の意味もあって、他の類型もあわせ列記すると、表18のようにな

表 18 次 男 の 結 婚 時

	A 父 年 子 差	B 次 男 婚 姻 年 齡	C 父 死 亡 年 齡	C-(A+B)
長 子 相 続	29.6	26.0	53.9	△ 1.7
隠 居 分 家	27.6	25.8	68.1	14.7
末 子 相 続	28.3	24.1	61.1	8.7
混 合 型 E	29.7	24.5	56.0	0.8

る。すなわち次男の結婚年齢(B)は、二四〜二六歳のあいだに収められる。またこの次男を持ったときの父年齢(A)は、二七〜二九歳のあいだである。いずれも大差はない。ところが父の死亡年齢に差があったので、混合型Eでは、父はかろうじてこの次男の結婚に間に会った。事例数が少ないので、誤差は避けられないとしても、次男の結婚を前後して、父は他界した。こうみてよいであろう。だいたい当地の慣行では、結婚後、一年ないし二、三年は親と同居する。それで次男が結婚するころ、この混合型では、長男はもう分家している。いや次男の結婚が迫ったので、長男の分家に踏みきった。そうした例のあることも推察される。が、とにかく、こうして次男の結婚を迎えた。ところが同居中に、父は死亡する。あるいは死後結婚の例もあらうとかと思われる。となると、あとはいうまでもない。長子相続の場合と同様、年長者を家にとどめなければならぬ。けれども長子相続とちがうのは、親はかならずしもこの次男家にとどまらない。三男以下の分家について出て、とうとう末子に達した。そうした例もみられる。したがって前表で三男以下をCとして示したが、これは核家族の分出としてのCではない。内容は隠居分家のそれと同じである。ではこの混合型の場合、末子まで始末したあと、親の動向はどうなったであろうか。表19は、これを示している。すなわち仲兄(実際は次男家)に

表 19 混合型Eにおける親の動向

世帯 No.	あ り			完 全 隠 居	親死亡
	長 子	仲 兄	末 子		
1	—	—	—	母	父
2	—	—	—	父母	—
3	—	—	—	父母	—
4	—	—	母	—	父
5	—	—	母	—	父母
6	—	—	父母	—	—
7	—	母	—	—	父
8	—	—	母	—	父
9	—	—	—	—	父母
10	—	—	—	—	父母
計	—	1	4	5	10

3 跡とりの年齢

家族周期については、まだ幾つもの分析点を残している。とくに本命と目される隠居分家型と末子相続型に関して、これまで具体的な接近をおこなっていない。しかしこれは、次節以下で若干果たすこととして、これでは跡とりの年齢を検討することで、本節の結びとしたい。

表20は、跡とり（最終同居者）をもったセットだけについて、次の年齢を基準とした跡とりの年齢を示している。

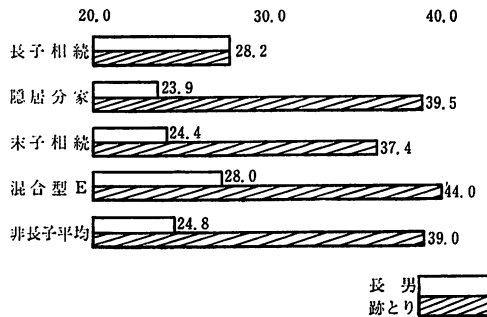
とどまったのは、一〇例中、一例にすぎない。そして末子に移行したのが三例、完全隠居をとげたのが三例ということになる。にしても末子の独立以前に父の死亡したのが七例、しかも三例は両親とも死亡のケースである。平均五六歳の生涯では、こうした多子家庭の場合、父親の役目を完全に果たすことがむずかしい。またそうなので、長男は分家させたが、あと末子相続のプロセスが一貫しなかった。中途で隠居分家あるいはそれに類似のものに転じた。とりわけ死亡年齢の関係で、次男の場合にこれが集中的に現われた。そのようにみることができるであろう。

すなわち父が何歳のときにできた子を跡とりに据えたか、である。したがって本表では、完全隠居と末子の分封前に両親とも死亡した事例は、これに含まれない。なお別図は、本表を視覚化しておいた。そこでこれらによると、まず長子相続では、父が二八歳のときにできた長男が、そのまま跡とりとなった。ところが隠居分家型では、二三歳のときの長男は見送られて、仲兄・末子の別はあっても、とにかく三九歳のときの子にかかった。その間のずれは一五・六歳である。同様に末子相続型では、二四歳のときの長男ははずして、三七歳のときの末子を跡とりにした。その間のずれは一三・〇歳となる。さらに混合型Eでは、二八歳のときの長男に代えて、なんと四四歳のときできた子どもを跡とりに据えた。その間のずれは一六・〇歳となる。もっともこの混合型Eでは、跡とりをもったのは三例にすぎない。したがって多少のバイアスは避けられない。が、とにかく非長子相続全体の平均を求めると、二五歳近くにできた長男ははずされて、三九歳のときの非長子を最終同居者とした。一四歳の遅れである。

表 20 跡 と り の 年 齢

		A 長子出生	B 跡とり生	B-A
長子相続		28.2	28.2	0
非長子相続	隠居分家	23.9	39.5	15.6
	末子相続	24.4	37.4	13.0
	混合型E	28.0	44.0	16.0
	平均	24.8	39.0	14.2

跡 と り の 年 齢



そこで言えることは、こうであろう。もし長子家督のすじが通っていたとすれば、これら非長子の跡とりというのは、原則的におこなわれない。つまり父が平均二五歳近くでもうけた長男が、そのまま跡とりとなつたはずである。ところが青砂ヶ浦をはじめ、いわゆる不定相続地帯では、そうとはならなかった。諸般の事情、とりわけ家族周期を含む家庭事情によって、跡とりについて的大幅な入替えがなされる。ステロ的な長子家督では、とても考えられないことであろう。要するに不定相続にあつては、家族集団の世代的継起について、きわめて幅広い弾力性が認められる。制度の壁がうすいので、いわゆる「家庭の事情」によって、跡とりはどの子どもであってもかまわない。男子であれば、その出生順にこだわらない。反対に長子家督では、長男が法定の推定家督相続人であるという地位が動かない。したがつてこの“status”の固定にもなつて、それにふさわしい待遇やしつけが、幼時のころから開始される。すなわち“socialization”である。しかしその反面、当人の個性や能力に関しては、目を閉じなければならないわけである。

五分封型の推移

前節では、長子相続と混合型Eにおいて、家族周期の進行にやや阻害要件らしいものが検出された。では隠居分家型と末子相続型の場合は、どうであろうか。なるほどこの両者でも、父の死亡年齢には七・〇歳の差が示される。すなわち隠居分家型の父親のほうが、それだけ長生きした。そして末子相続型では、ついにこの末子の結婚まで、父親は生きていなかった。しかし双方とも六〇代まで生きることができた。だから平均寿命としては、まず普通あるいは

それ以上といつてよい。少なくとも母がつなぎの役を勤めて、子どもにバトンタッチをする、そうしたイメージとは遠い。となると隠居分家と末子相続との分岐点となったのは、なんであるか。家族周期からは、上記の父死亡年齢を別にすれば、ほとんど差を見つけない。にもかかわらずこの二つの型では、分封の形式はあい反するスタートを切った。そしてその方式が末子まで貫徹した。

それでこうなると、スタートのときがどうだったか、ということになる。そこで表21をみられたい。この長男を分封した時期の分類である。全体で戦前が四割、したがって戦後が六割の比率となる。戦後では、昭和三十年までの前半が四割、それ以後の後半が二割程度ということになる。なお混合型Dは戦後、「その他」は戦前である。ところがこうしたなかで、隠居分家はやや例外をなしている。というのは、この型だけが戦前（六二%）へと傾斜している。これに対して末子相続は、全体の傾向と同じく、戦後（五

表 21 長男分封時期の分類

	戦前	戦後			計
		～昭29	昭30～	小計	
長子相続	11.1	66.7	22.2	88.9	100.0(9)
隠居分家	62.5	31.4	6.1	37.5	100.0(16)
末子相続	40.7	29.7	29.7	59.4	100.0(27)
混合型E	30.0	50.0	20.0	70.0	100.0(10)
計	40.3	38.7	21.0	59.7	100.0(62)

表 22 婚後、親との同居期間

	長男	次男	三男
隠居分家	4.9	4.3	3.3
末子相続	3.2	2.9	2.0

九%)へと傾き、また混合型Eも、スタートは末子相続型なので、これを加算すると、戦後への傾斜はさらに大きい。というわけで、なるほど戦前でも、末子相的な分封形式はおこなわれていた。しかしどちらかというと、これは戦後にその比重がかかってくる。ところが隠居分家的なやりかたは、むしろ戦前のものとしてよい。とくに昭和三十年以降は、はっきりその退潮をみることができるといえる。

ではこの推移について、その読みはどういうことになるであろうか。ところで表22は、結婚後、親と同居した期間を示している。なお四男以下は、事例数の関係で、これを省略した。前述のように、当地では、しばらく親との同居期間を過ごして、やがて別居という事態に進展する。さて本表によると、この同居期間は、長男・次男・三男の順で次第に短縮していく。が、同時にタイプ別では、隠居分家のほうがどの子どもの場合も長い。この傾向は、おそらく隠居分家のほうが、分封の仕方としてより困難なことを示すものであろう。言うまでもなく、末子相続のタイプでは、たとえ新居を建てるとしても、若夫婦(とその子ども)が収容できれば、それで足りる。ところが隠居分家となると、長男夫婦とその子どもを残して、あと全員が移らなくてはならない。たとえ古家を買うとしても、六、七人を収容するとなると、これは容易なことではない。こうして長男の場合には、婚後五年近くたって、残りの世帯員の移動となった。末子相続のタイプでは、これが三・二年の後である。とともに双方とも負担が減るに当たって、分封の時期が早まってくる。

それから隠居分家と末子相続型の推移については、おそらく表23も多少の参考となるであろう。本表は、続柄や分封のスタイルにこだわらず、全結婚男子について、結婚当時の職業が「一本づり」か「あぐり」漁夫かを明記した分につ

表 23 結 婚 当 時 の 職 業

		一本づり	あぐり
明 治 大 正 戦 前 昭 20 ~ 29 昭 30 ~ 43		1(3.1)	—
		6(19.4)	1(2.2)
		10(32.3)	5(10.8)
		10(32.3)	16(34.8)
		4(12.9)	24(52.2)
計		31(100.0)	46(100.0)

揚量が四〇万トンの大台に達したが、このときの内訳は、底曳が三七%、まき網が三九%を占めていた。それから五島や対象地と縁の深い底曳網では、その九八%までが以西底曳網である。だいたい底曳漁は、汽船トロールに始まるが、長崎県では、政府の補助政策もあって、明治の末年にはその企業化に成功した。しかしトロール漁法は、大正期をピークとして衰退し、以来、底曳の盛行期を迎えることとなる。もっとも機関に連動する捲上機を利用して、二隻底曳網を開発したのは、すでに大正時代のことであった。しかしこれが大きく伸びたのは昭和期に入り、とりわけ戦

いての分類である。これによると、一本づりは、戦後一〇年間はどうかやらその態勢を維持するが、三十年以降は衰退がはげしい。これと較べて、なるほどあぐりは、戦前あるいは大正期にもみられる。しかし戦後の結婚者にこれがいちじるしい。すなわち結婚当時、あぐりに従っていた人たちの九割近くは戦後に集中する。とくに三十年以降が過半を占めている。というわけで青砂ヶ浦が大きく漁業によっていることは、今も昔も同じである。しかしその業態は大きく変わってきた。すなわち自営あるいはもやい漁の小漁師から、遠洋底曳網の雇われ漁夫への転身である。とともにこうした推移は、実は長崎県の水産史とも一致してくる。周知のように長崎県は、近代漁法の開発・摂取ではその最先進地であった。いや現在でも、全国総水揚量の一割近くを占めている。また本県の場合、漁撈は大きく底曳網とまき網とに片寄って、たとえば昭和三十七年、総水

後のことに属している。船型もかつては二〇トン台の木造船だったが、いまはほとんど七〇〜九九トン台の鋼船に改められている。

本題に戻ることにはしたい。さて以上の諸表からすれば、青ヶ浦の分封形式は、おそらく隠居分家を先行形態としていた。しかしようやくその維持が困難となってきた。なるほど末子相続式に長男を分家するやりかたも、なかったわけではない。直系家族の形成を避けるという点では、どちらも同じだったからである。ところでこの論旨からすれば、末子相続というやりかたは、これが簡単だったのでとられた、ということになる。では戦後、この方式がふえたことも、この簡単というすじに沿うものであったか。そしてこの簡単がもし貧困とあい通ずるならば、これは貧困のなせるわざということにもなりかねない。しかし事態はむしろ逆とみなくてはならない。聴取したかぎり、以西底曳網への雇用以来、青砂ヶ浦の漁民所得はかえって上昇してきた。隣町の奈良尾は、五島底曳網の半分を占めるが、その給与の基準をみると、すでに固定給の定めがあつて、これが三万八千円から四万五千ぐらゐとなる。あとは歩合であるが、固定給とこの歩合とをあわせると、平均して七万円、豊漁の月には一〇万円を出ることもあるという。もっとも以前には、一人前の給料をもらうのに、二、三年はかかった。それがいまでは、中卒で乗込んでも一人前の扱いをする会社が出てきた。労働力不足のためである。そこでこうした増収にともなつて、実はマイホームづくりが進行してきた。当地の慣行では、以前は子どももの収入も、これを家計に入れるのをたてまえた。農家や家族協業の小漁師では、収入は当然、家単位となるけれども、雇われ漁夫の場合でも、一旦はこれが家計に繰入れられた。またそうだったので、親は分封に当たつて、家屋敷と、できれば土地を分与するのが当然のこととされてきた。そしてこの方式

は、都会に出た子弟では崩れつつあるが、全体としてはなお維持されている。ただそれにしても現金収入が増してきて、家計への貢献度が高くなると、どうしても子どもの側の発言権が強くなってくる。これは自然のなりゆきとしてよいであろう。はっきりいうと、親の古家をもらうよりは、「女房とタタミ」のたとえのように、新しい家を持ちたいと思う。またそうなる、新婚後、親・兄弟との同居期間も短縮される。新時代の思潮も、おそらく加味されているであろう。かつては親の責任と会計とで、分封が進められた。これと較べて、こんにちでは家族共財の考え方が後退する。親にその能力がないなら、自分だけでこれをやろうとする。親もまた、これを阻止することができない。子どもの中には、マイホームづくりのために貯金したり、借金したりするものさえ現われるようになった。すなわち以前は末子相続風の分封は、隠居分家方式の代用というか、あるいは簡易なやりかたとしてこれがおこなわれた。ところがあぐりの導入による所得の向上は、思潮の新風とあわせて、その地位の逆転をきたした。むしろマイホームづくりを好ましいやりかたとして考えられるようになったわけである。

六 完全隠居の場合

さて表12に掲げたように、青砂ヶ浦の分封慣行には幾つものタイプが分類された。そして老後は、どの子どもかを扶養者とする例が相対的に多かった。完結例だけの分析では、これが六一%、うち半数は末子がこれに当たっている。しかし以上、方言でいう「親がい」のほかに、扶養能力者がいるにもかかわらず扶養されない、いわゆる完全隠居が出現した。約三割、件数にして一七例である。さらに分封が進行中の末子相続型のなかにも、実はこの完全隠居が一

例検出された。それでこれらは、将来の可能性として、だれかを扶養者とする事例がまったくないわけではない。だが聴取したかぎり、たとえ労働が不能となっても、隠居家をたむ気配はない。どうやら隠居家は、生涯を終える場所として考えている。では老親の死後、この隠居家はどうなるかというところには一定のきまりはない。もともと小屋づくりの建物が多いし、それに子どもの家にも近接している。だから倉庫がわりに使われることもあるし、兄弟のなかでこれを買取るものもある。よその分家者に売る例も出てくる。あるいは隠居者が隠居分とともに、受贈者を決めておく例も現われる。老後、とりわけ面倒をみてもらった子どもや、生前、とくに可愛がっていた子どもなどである。

ところでこの完全隠居であるが、隠居分家型の場合には、それぞれもといた家を結婚者に渡して、親たちが出た。だからこれは素直なターミナルとしても、理解するところができる。また混合型Eでも、三男以下の分家は、親をともなつての分家が多かつた。だから主導権がどちらかは別として、実質、隠居分家と変わりがない。したがってこの場合も、直線コースとして理解することができる。ところが完全隠居が付着しているのは、こうした隠居分家型や混合型Eばかりではない。長子相続型にこれが見られないのは当然だとしても、末子相続型・混合型Dでもこれが現われた。とりわけ末子相続型での付着率（四二％）は、隠居分家型のそれ（三一％）よりも高い。もともと末子相続型では、長男以下を順次分封させて、末子にまでたどりついた。つまりこの段階まで、親は動いていない。ところがこの本家を末子に渡して、別に隠居家をつくってこれに移り住んだ。親としてははじめての移動である。コースを踏みだした気配さえある。いずれにしても完全隠居は、隠居分家型の独占物ではない。長子相続を別とすれば、他のいずれのタイプにも付着している。いや長子相続型でも、たまたま今回は出現しなかったが、絶無だという公算はない。そ

れて以上の点から、次のことが推察される。なるほど完全隠居は、完全結例のうち、三割程度を占めるにすぎない。だから直系家族を回避するメカニズムとして、当地の族制のうちはその存在理由を持つとしても、しかし家族周期の終着点がかならずこの完全隠居だとすることはできない。やはりその発現は、条件的なものだとしなくてはならない。

そこでこれまでの手法にしたがって、いま述べた家族周期の点を検討してみたい(表24)。まずスタートの結婚年齢では、表中の三型はまったく変わりが無い。なお「非長子相続」とは、さきに説明したように、かりに長子相続を除いた他のタイプの総称である。

それでこれら三型では、結婚当時はいずれも夫二二歳で出生する。が、長男の出生は、完全結例全体(二六・一歳)、非長子相続(二五・七歳)と較べて、完全隠居(二三・六歳)のほうがやや早まってくる。しかし、これ以上に開いてくるのは、末男の誕生であろう。すなわち全体が四二・七歳、非長子相続が四三・〇歳なのに対して、ここでは三七・七歳ということになる。およそ五年ほどの切上げである。そしてこの切上げにともなって、末男結婚時の父年齢もやや早まってくる。が、やはり六〇歳を出て、末子の始末をつけることができた。終わりに父の死亡年齢であるが、これにはやや注釈を要する。というのは、該当例のほとんどは、両親がまだ生存している(表25)。すなわち一七組、三四人のうち、生存者が二三人(六五%)で、双方とも死亡という、その意味での終了隠居例は三例にすぎない

表 24 家 族 周 期 表 (2)

	父母婚	長男生	末男生	末男婚	父 死	母 死
完 結 例	22.0	26.1	42.7	64.3	60.9	65.7
非長子相続	22.0	25.7	43.0	66.5	62.3	66.0
完全隠居分	22.0	23.6	37.7	61.6	68.0 +A	71.9 +A

い。表24中、「プラスA」をつけたのは、そのためであった。しかしこのプラスAときの平均値で、すでに完結例の全体および非長子相続のそれを大きく上回ってくる。すなわち父六八歳、母七一歳ということになる。

総完結例および非長子相続では、父親はついに末子の結婚には間に合わなかった。少なくとも平均値では、そういうことになった。これに対して完全隠居の分では、末子の結婚後、父はなお七年生きている。いやいままなお生きている。母はさらにこれを上回ってくる。たびたび述べたように、当地の慣行では、分封は婚後、数年のうちにおこなわれる。とすれば完全隠居の場合には、末子の分封も見とどけた。娘たちの出嫁も、おそらく完了した。なるほど父の経済的な責任は、かならずしも充分ではない。だ

表 25 父 母 の 生 死 (完全隠居)

	父			母			双方死
	存	死	不明	存	死	不明	
隠居分家	3	2	—	3	1	1	1
末子相統	5	3	—	6	2	—	2
混合型D	—	—	1	1	—	—	—
混合型E	2	1	—	3	—	—	—
計	10	6	1	13	3	1	3

表 26 父 母 の 在 世 (分家当時)

	父 母	母	計
隠居分家	5	—	5
末子相統	5	3	8
混合型D	—	1	1
混合型E	2	1	3
計	12	5	17

から分封に当たっては、自力建設というやりかたもとられるようになった。にもかかわらず、家行為はとにかく結了した。そして完全隠居は、こうした段階になっておこなわれる。なお一七例を検討してみると、母親だけの完全隠居も五例現われる(表26)。しかし他の一二例は、老夫婦そろっての隠居である。ただ父親だけの完全隠居は、まったくみられない。常識的に考えてみても、炊事その他の関係で、父親だけの隠居世帯はまず不可能に近い。母親だけのそれは、この点、可能だとしても、もともとこの完全隠居は、とほしいながらも隠居分を耕しての生産隠居を目指している。やはり男手を必要とするであろう。それで片親だけの完全隠居例は少ないとしても、では子どもたちをみな片付けて、なお両親が健在であれば、完全隠居に階切るであろうか。論理的には考えられるところであるが、われわれはなおこの点の資料と分析とを欠いている。

七 財産の分与

以上のように青砂ヶ浦の分封形態は、われわれの分類によるかぎり、きわめて多彩な出現をみた。そこでこうした分封にともなう財産の分与である。ただ分与の問題は、財産そのものが動産・不動産のすべてにわたるし、またその評価や基準も多岐となってくる。それでいまは、耕地についてだけ分析することにした。もっとも耕地とはいっても、畑作地帯なので、それは宅地への転用可能性をはらんでいる。だから土地分与と言いかえてもよい。なお漁村のことなので、こうした土地分与を財産分与の指標とすることに、どれほどの意味があるか。これは別途、考えるべきであろう。にしても借家住まいならば別であるが、村内で分封をとげるとなると、少なくとも住む土地の確保

が必要となってくる。だから最低限の分与ともいえるわけである。また他出者にとっては、分与された土地はこれ売ることに
よって、財産的価値をもつことも否定できない。

ところでこの分与の傾向は、表27に示される。不明分を少数出したけれども、予想されたように、均分が六五%の高率を占める。不明分を除外すれば、均分が七四%ということになる。ほぼ三分の二、あるいは四分の三がこれに当たる。こうした均分に対して、長子家督とともに問題とされる一括は、わずか六%にすぎない。また均分でもなければ一括でもない、いわゆる「その他」に属するのが一五%を占める。ほかは分けたくても分ける土地がないのが三%、不明九%というところである。なお隠居分の設定は、ほぼ半数のセットでこれが検出された。それでこの数字からすれば、隠居分はかならずしもこれを要しないことはわかる。さらにこの財産分与を分封形態別にながめると、ここではほとんどその差をみることができない。いずれも均分が絶対的なりードを示している。ただ隠居分家型では、こ

表 27 財 産 分 与

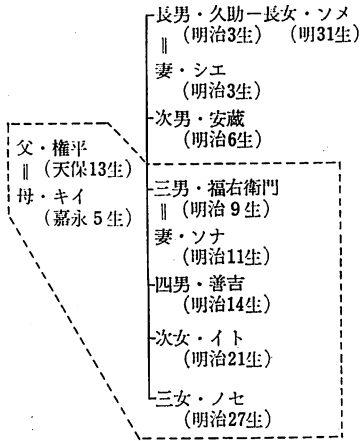
	一 括	均 分	その他	財産なし	不 明	計	隠居分 あり
長子相続	1 (11.1)	7 (77.8)	1 (11.1)	—	—	9 (100.0)	3 (33.3)
隠居分家	—	10 (62.5)	2 (12.5)	—	4 (25.0)	16 (100.0)	12 (75.0)
末子相続	3 (11.1)	18 (66.7)	5 (18.5)	1 (3.7)	—	27 (100.0)	16 (59.2)
混合型 D	—	—	—	—	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (10.0)
混合型 E	—	6 (60.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.1)	10 (100.0)	1 (10.0)
その他	—	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)	—
計	4 (6.3)	42 (65.6)	10 (15.6)	2 (3.1)	6 (9.4)	64 (100.0)	33 (50.9)

の均分が六二%とやや低下する。けれどもこれは、不明分を四例出した結果であつて、この分を別にすれば、かえつて均分が八二%の高率となつてくる。隠居分家や末子相続が均分制と不可分であることは、これまでも指摘されてきた。そして青砂ヶ浦も、その例外でなかつたことが判明する。しかしここでは長子相続も、実は均分制をたてまゑとされている。総事例は少ないけれども、いわゆる一括は一例にとどまつて、七例は均分、他の一例が「その他」に属している。となるとここでの長子相続は、通日本的な長子家督の姿ではない。さらにいえば、当地の慣行を、異なる相続慣行の並立とか、あるいは重層とかとみることに、疑問が提出される。紙幅の関係で事例の提示ができなかつたが、当地の長子相続では、家庭内のアクシデントで、たまたま長男の跡とりとなつた例が幾つも見られた。そして計数的にもそれは、父の死亡年齢の低下として現われた。というわけで、これはむしろやむをえない相続といった印象が強い。相続の質としては、同種に加えてよいであろう。われわれの造語でいえば、不定相続である。とにかく財産分与の状態からすれば、そうみて差支えないであろう。なお前表で「その他」とした分（一〇例）の内訳であるが、これは不均分五、未分与四、特殊例一ということになる。

八 隠居分家の伝統

以上で青砂ヶ浦の家族分封については、いちおうの分析を終わった。中川と竹田との指摘によると、当地の相続慣行は隠居分家形式のものと判断された。事実、この型の分封も検出されたが、しかしそれだけではなかつた。末子相続や長子相続型もみられたし、また分封過程においては、隠居分家と末子相続とが混合した事例も現われた。さらに

大 水 権 平 家



カトリック漁民の家族分封

跡とりの点からすれば、すべての子どもを分封させて、親だけの完全隠居の場合も出現した。ただこうしたなかにあつて、比率としては末子相続型がリードしていること、また扶養者としても末子の多いことが確かめられた。にもかかわらずわれわれは、長男の分封時期の分類、あるいは分封者の結婚当時の職業などからして、その先行形態はおそらく隠居分家型であろうと推定した。ただこれらの資料は、ほとんどが現存者にかかつてくるので、その溯及にはおのずから限度が認められる。言いかえると、先行形態を推定するには、それはまだ充分とみることはできない。そこで若干、これを補なってみることにしたい。ただ青砂ヶ浦に関しては、宗門帳はもちろ、壬申戸籍も存在していない。したがつてここではきわめて断片的な資料からの推測にとどまるわけである。

そのひとつは、当初の除籍籍、すなわち明治二十年代のそれである。ところでこれを繰ってみると、だいたい長子家督の形で記入されている。かなり合法化の跡がうかがわれるわけであるが、仔細にながめると、どうやらこれからの逸脱例が検出されてくる。一例だけを挙げることにしたい。大水権平家がそれである(別図参照)。すなわち父・権平は安五郎の五男で、明治十四年に分家する。そして三十一年五月に退隠して、長男・久助が相続した。権平五五歳、久助二八歳のときである。ところが権平は退隠の当日、「三男福右衛門ニ従ひ分家ス」る。この

とき福右衛門に従ったのは、長男夫婦とその娘、次男・安蔵の四人を除いた残りの七人である。形のうえでは、両親が三男の世帯員になったし、この三男もすでに結婚している。だから隠居分家そのものではない。また独身の次男・安蔵を本家にとどめているところも変わっている。しかしかなり似ているといつてよいであろう。分家地点も同番地の第二号なので、おそらく隣接していたものと思われる。ところで四男・善吉は、その後どうなったであろうか。長男家も三男家も、翌三十二年には隣村の北魚目村曾根郷（現在、新魚目町）に転籍しているので、これを確かめることができない。しかし推測される事態は、やがて善吉も分家して、権平はこの善吉家に入る。こうして末子にかかる、という隠居分家あるいは準隠居分家の姿である。

しかし問題は、旧藩時代のそれであろう。ただ史家でないわれわれは、もともとその分析能力を欠いている。しかし管見のとぼしい史料からすれば、この分封形態は、藩権力の農民収奪とかなりのつながりをもつように考えられる。だいたい五島藩は、元和三年（一六一七）、石田陣屋の構築につづく「福江直り」が終わると、地方を一二掛に分け、各掛には代官・下代以下の地方役人を置き、これには下級武士や足輕を任じた。また庄屋一人、庄屋の下には小頭を置いた。それから百姓は、地方（豊・浜方（漁）・竈方（塩）に分け、地方百姓は一五歳から六〇歳の男子を「本前」とし、本前一人の標準持高を一〇石と定めた。この本前には、貢租のほかに日二日の賦役が課せられた。また浜方には、本前一人に対して銀五〇匁とともに、参勤交代のさい、大阪までの水夫が命ぜられ、その日数は一回四〇日となっていた。さらに竈百姓には、塩釜・山林が与えられる反面、塩・木炭の負担があり、一竈は一五人であずかるのがたてまえであった。ところが貧藩の常として、実際の公課・賦役は以上の額面を越えてきびしく、とくに賦役は

その負担が過重であった。たとえば当時の藩法を記した「律令探要」などには、別に一種の賦役を挙げているほどである。このなかには、具体的な仕事の内容がつかみかねるものもあるけれども、これらに文字どおり徴用されれば、おそらく日常の業務にも支障をきたす。そのことが推察されるわけである。

こうして農民の貧困化が進行していく。そしてこのような労働力の収奪に対する、農民側の対応すなわち回避手段として、隠居慣行とりわけ隠居分家の形が現われた。そのように考えられる。というのは、藩法は堅く次のことを禁止しているからである。

一、地百姓、本家をかろく致し、こゑ家を構候儀、專要(マカ)の事に候間、代官・庄屋急度可遂吟味事。

一、庄屋・小頭を初、百姓とも、いまた若年ニ候へとも、致別家、両家ニ相成者多有之間、六十歳ニも不相成内、隠居致ましく候、且又余力有之、子供大勢ニて致別居候ハハ、時々代官可請差函候。

「こゑ家」の意味は不明である。ただ「本家をかろく致し」との関連からすると、本家以上の別家を構えることかとも思われる。あるいは肥屋、つまり肥料小屋の名のもとでの分封とも考えられる。が、いずれにしても隠居分家の場合には、若夫婦を残して、親が他の世帯員とともに出るので、本家軽視の印象は免れない。そして後の簡条は、さらにこの分封行為の内容を示したものと取られる。すなわち若年隠居の禁止である。五島藩は六〇歳をもって法定の隠居を認めていた。これは本前が六〇歳までということと関連するわけであるが、つまりこの年齢を過ぎると、公課・賦役が免ぜられる。したがって隠居家を構えても、「戸」としては認めない。村段階では、おそらく「村隠居」としてこれが承認される。そうしたすじであったと思われる。ところが隠居分家では、正式の戸は一戸としながら、隠居の

名目での分戸がさかんにおこなわれる。そしてこのときは、当然、若年隠居の形となってくる。このように制度上の戸は一戸にとどめながら、分派世帯が増加する。なるほどこの手を使っても、人別の賦課は免れない。しかし賦課に多い軒別のそれは、免除に持ちこむことができる。「農民の知恵」といってよいであろう。

なおこの分封形式には、そのほかにも利点のあったことが考えられる。まず本家を動かすことは、公辺にもはばかれるし、長子家督のたてまえにも反する。というわけで長男夫婦に本家を譲って、家族ぐるみの隠居家を形成する。そしてかれらは開墾にしたがった。それに未墾地を拓くには、長男夫婦だけよりも、人手の多い隠居分家のほうが向いていた。そうした事情もあったかと思われる。なにぶんこの隠居は、まだはつらつとした生産隠居である。そして拓いた土地と「こゑ家」とは、やがて次男のものとなる。こうして次男に土地と家とを与えると、親たちはまた新しい土地を拓いていった。牧歌的だが、そうした過程が想像されてくる。なお推測を加えれば、なるほどこの種の相続慣行は財産の分与と表裏一体をなしている。しかし当初はあえて分割の必要はなかった。耕地の増殖と分割とが不可分だったので、分封はそのまま開墾地の贈与を意味した。だから分与は、あるいは青砂ヶ浦にみるような、完全均分ではなかったかもしれない。となるとこんにちの均分制や隠居分の設定のような、いわば合理的・機械的なやりかたは、むしろフロンティアとエキスパンションとが頭打ちとなってから現われた。そういうことになりそうであるが、なおこれは推測の域を出るものではない。

となると、ここで未墾地の存在が問題となるわけであるが、むろん旧藩時代の五島領について、その地目構成は知るべくもない。しかしさきにも触れた五島・大村両藩の「人送り」に関しては、寛政九年の「公譜別録拾遺」はこう

記している。

これは盛運公〔五島藩主〕、五島は地広く人少なくなして、山林未だ開けざるを憂ひ、此度大村侯〔純尹〕に乞ひて、かの畷をこの地に移し給ふ。これより後、この由緒を以つて五島に來り住せる者、数知らず。

五島全体の面積は五〇〇平方キロにも足りないのので、「地広く」はむしろ「人少なき」との対比において理解しなくてはならない。しかし「人少なき」ことの裏づけとして、まず当藩では子の「へしおろし」を嚴禁した。こうして自然増を妨げる措置を禁ずるとともに、現住人口については「他領江男女出すへからず」として、その封じこめ政策を取つた。もつともこうした自領への釘づけは、近世の諸藩でけつして珍らしいことではない。ところがここではよそと違つて、流入者にはきわめて寛大だった点が注目される。いふなれば、モビリティの一方交通である。五島藩では一時の滞在者を「旅人」といつたが、上五島では、この「旅人」のうち、とくに紀州漁師の比重が高かつた。ところがこれについては、

一、旅人の内ニても、紀州之鯉釣共之儀、居浦・奈良尾ニ而相改め、御領分中者、東代官札を渡し、稼仕様に申渡候。

というわけで、代官札一枚で營業が許可された。そしてかれらのうち、ついに居ついた者が多かつたことは、現住民の姓氏によつても確かめることができる。そればかりではない。次の文章からは、むしろ流入の勸奨策といった氣配さえ感じられる。

一、他国之者、当地へ在居之屈有之ハ、元來を能聞屈、其所之役人、免手形之判本を見届、其旨奉行所江相達、若

其上ニ而居着候ハハ、三年ハ無役ニ可召置事。

地方都市が工場誘致のため、固定資産税を何年か免除するのと同じである。

こうして労働力の不足を補うために、薄々は承知していたと思われるが、大村藩からのクリシタン農民の移入にまで踏切った。しかし生産性の高い地点は、すでに地下の人たちが先占している。移住者たちは、傾斜地に石垣を築いて、その耕地化に向うことになった。それまでは林野として放置されていた場所である。最低限の暮らしに甘んじらば、空地はなお充分にあった。こうしてかれらは、次々と家族の分封をおこなっていった。それに日本に伝道されたカトリックの教えも、おそらく墮胎の禁止を説いていた。いきおい殖えていく子どもの措置には、分封による核化以外にその方法がなかった。けれどもこうした移住者にも、やがて地下の人たちと同じように、藩権力の収奪が開始される。隠居分家は、それへの対応策であったと思われる。しかし藩としては、これは脱法行為に属する。したがってその禁止の側に立つのは当然である。ところが同様な禁止は、実はクリシタンの母村である大村藩でも、これが打出された。すなわちその藩法集「見聞録」は、こう書いている。

一、村々百姓、いか様に三竈を一竈にくくり有之由、相聞候、其所之役人と吟味之上、以前被候通、竈分可被仕事を隠蔽する側にまわるのは、これまたすじとなってくる。といつて村の内部では、この偽装戸をそのまま承認することはできない。この隠居世帯は堂々と一戸の経営をおこなっているからである。ここに内づらと外づらというか、二重帳簿式の措置が考えられてくる。一世紀の空白を越えて、このさい持出すのは妥当ではないが、上五島の町当局も、実

はカトリック部落の世帯を完全に掌握しているのではない。青砂ヶ浦の世帯数にしても、われわれの不十分な調査にもかかわらず、住民票のそれをかなり上廻った。とともに少なくとも青砂ヶ浦の共同体的集約は、この二重帳簿を確認している。というのは、昭和二十九年、青砂郷の郷委員会は、次のように決議しているからである。

一、町割当に対しては、本軒ほんのきのみ作業に出ること。

部落割当作業は、本軒・内軒うちのみ共に出ること。

青砂ヶ浦としての特事情もあるが、どうやら旧藩時代の余映のようなものが感じられる。とともにその背後には、家族分封の伝統を考えても、そう不当ではないであろう。